

○東京海洋大学海洋工学部における外国人留学生等の履修方法の特例に関する取扱要領

(趣旨)

第1 東京海洋大学海洋工学部履修規則（以下「履修規則」という。）第12条の規定に基づく外国人留学生等の履修方法の特例の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(日本語科目等)

第2 外国人留学生等の教育について、履修規則第2条に定める授業科目のほか、日本語及び日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という。）を置く。

(授業科目及び単位数等)

第3 日本語科目等の授業科目、単位数及び毎週授業時間数は、次のとおりとする。

授業科目	単位数	毎週授業時間数					
		1年次		2年次		3年次	
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
日本事情Ⅰ	2	2					
日本事情Ⅱ	2		2				
日本事情Ⅲ	2			2			
日本事情Ⅳ	2				2		
日本語Ⅰ	2	2	2				
日本語Ⅱ	2	2	2				
日本語Ⅲ	2			2	2		
論文のための日本語Ⅰ	1					1	
論文のための日本語Ⅱ	1						1

(履修方法の特例)

第4 総合科目の履修方法については、履修規則第5条の規定にかかわらず次のとおり履修することができる。

ア 全学共通科目必修5単位については、履修規則第5条の規定により履修しなければならない。

イ 文化学系、哲学・科学論系及び社会科学系から合計12単位中8単位を日本事情Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの単位で代えることができる。

ウ 健康・スポーツ系必修2単位については、履修規則第5条の規定により履修しなければならない。

エ 外国語系必修4単位中2単位を日本語Ⅰの単位で代えることができる。ただし、この場合において、履修規則第22条に規定する教員の免許状授与の所要資格、同第24条に規定する海技免許講習の課程の修了資格及び同第26条に規定する第一級海上特殊無線技士の資格を取得することはできない。

オ 外国語系選択必修2単位を日本語Ⅱの単位で代えることができる。

カ 外国語系選択2単位については、履修規則第5条の規定により履修しなければならない。

キ 自由選択4単位を日本語Ⅲ、論文のための日本語Ⅰ及びⅡの単位で代えることができる。

第5 基礎教育科目及び専門科目については、履修規則第5条の規定により履修しなければならない。ただし、海洋科学部の専門科目に振り替えることができる同学部の外国人留学生代替科目の単位は、履修規則第5条に規定する専門科目の選択科目のうち海洋科学部の専門科目の単位に含むことができる。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年海洋大規第283-2号）

この取扱要領は、平成18年1月31日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附 則

1 この取扱要領は、平成22年2月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

2 日本語Ⅰについては、第4のエ本文に定める履修方法のほか、総合科目の外国語系必修4単位とは別に履修することができる。